建築物の新築等に伴う景観への配慮について

設置場所：

建 築 物：

設 置 者：

１．新築等の場所に対する配慮について

２．高さについて

３．色彩について

４．外観について

５．その他

建築物の新築等に伴う景観への配慮について

【記載例】

設置場所：北宇和郡松野町松丸\*\*\*

建 築 物：長屋（町営住宅）

設 置 者：松野町

１．建築物の設置場所に対する配慮について

・前面道路と接続する敷地内道路の舗装について、建築物の色調にあわせるため、インターロッキング舗装ではなく洗い出し仕上げとした。

２．建築物の高さについて

・景観計画区域内にある共通基本事項では、建築物の新築等にあたっては、原則として13ｍまでとなっており、今回の建築物では高さ12.8ｍとした。

３．色彩について

・景観計画区域内にある共通基本事項では、鮮やかな原色は避け、周辺の景観と調和するものとされており、今回は、松野町の町並みにあった色調として、屋根は茶色、壁面は黒色の組み合わせで、落ち着いた色合いとしている。

４．外観について

・景観計画区域内にある共通基本事項では、屋根の形状は傾斜屋根とし、地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に努めるものとされている。

このため、今回の屋根は切妻とし、自然素材ではないが、平形屋根用スレートで町並みにあった色調とする。

５．その他